

法令名	場所	本システムの文字	官報の文字
鉛中毒予防規則 (昭和四十七年九月三十日労働省令第三十七号)	第一条五号 への「ふるい分け、」の後	か	煨
鉛中毒予防規則 (昭和四十七年九月三十日労働省令第三十七号)	第十条一号 一の「鉛等の溶融、鑄造、」の後	か	煨
労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号)	別表第四「鉛業務」 六の「ふるい分け、」の後	か	煨
大気汚染防止法施行令 (昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号)	別表第一(第二条関係) 三「焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)&及び」の後	か	煨
メートル条約 (明治十九年四月二十日勅令)	締約国一覧表 「右註拠トシテ左ノ全権委員ハ(以下省略)」の次の段	いつ	逸
厚生労働省組織規則 (平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	別表第五 巻 西蒲原郡巻町 「新潟市のうち油島、～三角野新田、西川下山、」の後	すずき	鮎
厚生労働省組織規則 (平成十三年一月六日厚生労働省令第一号)	別表第七 三条 三条市 「三条市 新潟市のうち味方、～下曲通、称名、白鳥、」の後	すずき	鮎
財務省組織規則 (平成十三年一月六日財務省令第一号)	別表第九(第五百四十四条関係) 巻 西蒲原郡巻町 「新潟市のうち味方、～称名、白鳥、」の後	すずき	鮎
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号) など	別表第三の三 埼玉県 限定特定行政庁設置市町村 「熊谷市 行田市 ～ 三郷市」の後	はず	蓮
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第四 岩手県 三級地 「岩手町」の前	くず	葛
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第四 岩手県 一級地 寛中	つち	槌
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第三の三 北海道 限定特定行政庁設置市町村 「夕張市 岩見沢市 ～ 美瑛市」の後	あし	芦
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第四 岩手県 二級地 「大東町 藤沢町」の後	まや	厩
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第三の三 北海道 建築主事設置市 「室蘭市」の前	たる	樽
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第四 山形県 一級地 「立川町 余目町 藤島町 羽黒町」の後	くし	櫛
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第三の三 宮城県 建築主事設置市 「石巻市」の後	がま	竈
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号) など	別表第四 岐阜県 二級地 寛中	だ	驢
普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	別表第四 青森県 二級地 寛中	よもぎ	蓬
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令 (平成十七年六月一日政令第二百二号) 高速道路株式会社 (平成十六年六月九日法律第九十九号) など	第一条 三 「香川県」の後 第五条 2 四 「香川県」の後	ひめ	媛
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 (平成十六年六月十八日法律第百十七号)	第六十九条 「捕虜収容所長は、捕虜のうち、宗教、」の後	とう	禱
中央省庁等改革関係法施行法 抄 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) など	第七十七条 十一 「昭和二十年度の追加経費支弁又は歳入不足」の後	てん	墳
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号) 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令 (昭和四十八年十月二十九日政令第三百二十七号)	別表第二(第四条の二関係)ヲ 「宇山犬谷」の後 別表第一(第三条関係)九 「宇山犬谷」の後	わき	股
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)	別表第二(第四条の二関係)ヲ 「宇高尾」の後	つじ	辻
「故橋本りゅう太郎」内閣・自由民主党合同葬儀における自衛隊の 礼式に関する内閣府令 (平成十八年八月一日内閣府令第七十五号)	法令名中 第一条中	りゅう	龍
在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める 省令 (平成十一年一月二十六日外務省・自治省令第一号)	別表 アジアの項中	き	徽
電解二酸化マンガンを対して課する不当販売関税に関する政令 (平成二十年六月十三日政令第百九十六号)	第二条 「(貴州紅星発展大龍)」の後	#	錳
道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号)	第十一条第三項第五号中 第二十六条の六第二項第六号	は	剝

犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年三月三十一日法律第二十二号) など	第一条中「追徴その他の手続によりこれを」の後	はく	剥
公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日法律第百号) など	別表第一(第十三条関係) 岩手県 第一区 盛岡市 「盛岡市役所太田支所管内」の後	つなぎ	繋
公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日法律第百号) など	別表第一(第十三条関係) 神奈川県 第五区「横浜市」の後 神奈川県 第十五区 の後	つか	塚
公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日法律第百号) など	別表第一(第十三条関係) 群馬県 第二区「太田市」の後 大阪府 第十九区 の後	づか	塚
公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日法律第百号)	別表第一(第十三条関係) 高知県 第一区 高知市 「稲荷町、若松町、」の後	そね	埴
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域 社会の維持に関する特別措置法 (平成二十八年四月二十七日法律第三十三号)	別表(第二条関係)表中	か	噶
領海及び接続水域に関する法律施行令 (昭和五十二年六月十七日政令第二百十号)	別表第一(第二条関係)表中	とど	鮎
計量単位規則 (平成四年十一月三十日通商産業省令第八十号) 特定計量器検定検査規則 (平成五年十月二十六日通商産業省令第七十号) など	第六条 の数式中 第二百九十二条 の数式中	シグマ	Σ
危険物の規制に関する規則 (昭和三十四年九月二十九日総理府令第五十五号) 社会教育主事講習等規程 (昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号) など	第三十九条の二 「次条、第四十三条及び第四十四条において危険物は、」の後 第十一条 表中	I	I
危険物の規制に関する規則 (昭和三十四年九月二十九日総理府令第五十五号) 社会教育主事講習等規程 (昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号) など	第三十九条の二 「次条、第四十三条及び第四十四条において危険物は、」の後 第十一条 表中	II	II
危険物の規制に関する規則 (昭和三十四年九月二十九日総理府令第五十五号) 社会教育主事講習等規程 (昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号) など	第三十九条の二 「次条、第四十三条及び第四十四条において危険物は、」の後 第十一条 表中	III	III
南極地域の環境の保護に関する法律 (平成九年五月二十八日法律第六十一号) 電気用品の技術上の基準を定める省令 (昭和三十七年八月十四日通商産業省令第八十五号) など	第七条 当該行為が鑑定書附属書の後 附表第六 電気用品の表示の方式 1「相(定格電圧が125)」の後	V	V
消防法施行規則 (昭和三十六年四月一日自治省令第六号) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項 の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令 (平成五年十月七日総理府・通商産業省令第三号) など	第十三条の五 3 の表中 別表中	IV	IV
薬事法施行規則 (昭和三十六年二月一日厚生省令第一号) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成九年三月十九日厚生省令第十四号) など	別表第三(第二百四条関係) 二十「(2) ニコテンとして一枚中五・五」の後 別表第一の表中	mg	mg
動物用医薬品の使用の規制に関する省令 (昭和五十五年九月三十日農林水産省令第四十二号)	別表第1(第3条関係)の表中 別表第2(第3条関係)の表中	kg	kg
地方税法施行規則 (昭和二十九年五月十三日総理府令第二十三号) 職業能力開発促進法施行規則 (昭和四十四年十月一日労働省令第二十四号) など	第十八条の十九 表中 別表第二(第十条関係) 四 設備 の表中	O1、O2	①、②
危険物の規制に関する規則 (昭和三十四年九月二十九日総理府令第五十五号) など	附 則(平成一〇年三月四日自治省令第六号) 1三「別記様式第十三の改正規定」の後	cm ²	cm ²
接続料規則 (平成十二年十一月十六日郵政省令第六十四号) など	別表第2の2(第6条関係)の表中	m ²	m ²
電気用品の技術上の基準を定める省令 (昭和三十七年八月十四日通商産業省令第八十五号) 国土調査法施行令 (昭和二十七年三月三十一日政令第五十九号) など	別表第一 電線および電気温床線 (1) 共通の事項 ホ(口)厚さは、導体と絶縁体との間に施すもの にあつては0.5の後 別表第三 細部測定の誤差の限度(第六条関係)の表中	mm	mm
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則 (昭和四十九年九月二十六日厚生省令第三十四号) 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令 (昭和四十一年八月三十一日厚生省令第三十号) など	別表第一(第1条関係)の表中 別表(3) 透過率及び波数の再現性 「透過率の再現性はポリスチレン膜の1000」の後	cm	cm
電気用品の技術上の基準を定める省令 (昭和三十七年八月十四日通商産業省令第八十五号) 国土調査法施行令 (昭和二十七年三月三十一日政令第五十九号) など	附表第一 軟銅線(単線)の表中 別表第二 基準点の測定の誤差の限度(第六条関係)の表中	km	km
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号)	別表第2(第2条関係) O1 染色法 の中	i	i